



埼玉県報

号外第36号
令和元年(2019年)
12月17日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第4項に基づく知事指定薬物の指定の告示(薬務課)

告示

埼玉県告示第七百九十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ メチルⅡニ―「一―（五―フルオロペンチル）―一 *H*―インドール―三―カルボキサミド」―三―フェニルプロパノアート（通称名MPHP―二二〇一、MPHP―二二〇一）及びその塩類
- ロ ニ―（ブチルアミノ）―一―（四―クロロフェニル）プロパン―一―オン（通称名四―Chloro―N―butylcathinone）及びその塩類
- ハ 三―「一―（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称名三―HO―PCE）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年十二月十八日